

閣甲第二三四號

起
案 昭和五年五月

日
裁可昭和 年 月 日
決定昭和 年 月 日
施行 昭和五年五月三日

内閣總理大臣 公

内閣官房長官
内閣書記官長

内閣書記官

内閣總理大臣臨時代理指定の件
内閣法第九條によつて、臨時に内閣總理
大臣の職務を行ふ者を次のとおり
指定する。

國務大臣 幣原喜重郎

内閣法(抄)

昭和三十一年一月十六日公布
法律第五号

第九條 内閣總理大臣に事故のあるとき、又は内閣總理大臣が欠けたときは、その予め指定する國務大臣が、臨時に、内閣總理大臣の職務を行う。